**日本学生ライフル射撃連盟　規約**

昭和２８年６月２７日制定

**総　　　則**

【名称】

第１条　本連盟は日本学生ライフル射撃連盟　（The Students Rifle shooting Association of Japan）　と称する。

【統括】

第２条　本連盟は、大学ライフル射撃（以下「射撃」と称する）団体を統制し、日本学生射撃競技の日本代表団体であり、公益社団法人日本ライフル射撃協会に加盟する。

【目的】

第３条　本連盟は、大学生が射撃を通じて心身を強健にし、人格を陶治し、スポーツマンシップならびに協同と自主独立の精神を体得するとともに、学生射撃をもって我が国射撃運動の基盤をなすことを目的とする。

【所在地】

第４条　本連盟は、本部を東京都に置き、適宜の地区に支部を置く。

**事　　　業**

【事業】

第５条　第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

① 射撃競技会の開催

② 学生射撃団体の育成援助ならびに連絡

③ 射撃技術および用具の研究と普及

④ 記録の公認

⑤ そのほか、本連盟の目的遂行に必要な一切の行為

**組　　　織**

【組織】

第６条　本連盟は、大学（学校教育法第１条に規定する大学、ならびに学士号の学位が得られる国が設置する大学校）を単位とする射撃団体をもって組織する。

　　　　なお、射撃部の無い大学においては支部の推薦に基づいて団体加盟に替えて個人加盟/登録で組織する。

　　　 個人加盟/登録者にあっては直轄の会員とし、所属支部幹事長が統括する。

【加盟および退会】

第７条　学生会員の本連盟への加盟または退会は、支部を通じて連盟に申し出るものとする。学生会員の加盟年限は年度単位で４期までとする。

　　　　　学生以外で日本ライフル射撃協会へ入会する者（一般会員という）が以下の条件にすべて該当するときは本連盟から手続きをすることができる。

　　　　①　学生連盟に２期以上在籍したことがある者。

　　　　②　日本ライフル射撃協会の競技に使用する銃を現在所持していない者。

　　　　③　日本ライフル射撃協会認定コーチ資格を取得・維持するために入会・継続する者。

　　　　④　出身大学の責任者からの推薦があること。

会費、入会金、手続きについては加盟細則を別に定める。

【除名】

第８条　加盟校にして次の事項に該当するときは、総会の決議により除名その他適宜の処置をとることがある。

① 負担金を滞納し、数度督促をなすも、これに応じないとき。

② 本連盟の目的に反し、著しく連盟の対面を汚す行為をなしたとき。

**役　　　員**

【役員】

第９条　本連盟に次の役員を置く。

名誉会長 1名

名誉副会長 若干名

会長 1名

副会長 若干名

顧問 若干名

相談役　　　　若干名

理事 20名以上25名以内（内、理事長1名、常任理事若干名）

監事 2名

幹事 23名以内（内、幹事長1名、副幹事長若干名）

【役員の選出】

第１０条　役員の選出方法は、次のとおりとする。

① 会長、副会長は、総会において推挙し選任する。

② 名誉会長、名誉副会長、顧問、相談役は理事会の推薦により、会長これを委嘱するものとする。

③ 理事は、各支部の推薦により総会において選任するものとする。なお、理事の員数は、支部加盟校の数により按分し各支部に割り当てるものとする。按分にあたって小数点以下は、四捨五入するものとする。ただし総会で選任された理事が理事長に選任された場合はさらに１名を補充できるものとする。

④ 監事は、総会で選任するものとする。

⑤ 幹事は、理事会の承認を経て、会長これを任命する。

【役員の任期】

第１１条　総会で選任された役員の任期は、次のとおりとする。

会長、副会長、理事および監事の任期は２年間とし、幹事は１年間とする。ただし、会長、副会長、理事および監事の再任は妨げない。

【会長の職務】

第１２条　会長は、連盟を統轄し、かつ代表する。

【副会長の職務】

第１３条　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

【名誉会長、名誉副会長、顧問、相談役の職務】

第１４条　名誉会長、名誉副会長、顧問、相談役は会長の諮問に応ずる。

【理事の職務および理事会の決議】

第１５条　理事は、理事会を構成し、会長を補佐し、最高執行機関として本連盟の要務に当たる。理事は互選により理事長１名、常任理事を選出するものとする。　理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決する。

【理事長の職務】

第１６条　理事長は、理事会を代表し、かつ理事会を招集する。

【監事の職務】

第１７条　監事は、会計を監査する。

【幹事会の構成および幹事長、副幹事長の選出】

第１８条　幹事は、幹事会を構成し、互選により幹事長１名、副幹事長（各支部幹事長）を選出するものとする。

【幹事長の職務】

第１９条　幹事長は、理事長の指示を受け、幹事を指揮して会務を執行する。幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。

【副幹事長の職務】

第２０条　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長事故あるときはこれに代わる。

【幹事の発言権】

第２１条　幹事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

【幹事の職務】

第２２条　幹事会は、本連盟活動の中核として一般会務を分掌する。ただし、一般会務の内、予算に関わる事項、大会開催に関わる事項、競技規則に関わる事項および罰則に関わる事項等について重大な決定を行わなければならない場合は、理事長に報告し、理事長はこれを理事会若しくは、常任理事会に諮問し、決定するものとする。

**総　　　会**

【総会の構成および開催時期】

第２３条　総会は、役員および加盟校の代表者をもって構成し、毎年１２月に開催する。ただし、特に必要があるときは、理事会の議を経て臨時に開催することが出来る。

【総会の招集および議長】

第２４条　総会は、会長これを招集し、かつ議長となる。

【決議の方法】

第２５条　総会の決議は、加盟校代表者の過半数をもって決する。なお、賛否の数が同数の場合は、議長がこれを決する。

【総会の成立要件】

第２６条　総会は、加盟校代表者現在数の３分の２以上の出席がなければ、会議を開き決議することができない。ただし、議長を被委任者とする委任状(による出席)も出席とみなすものとする。

【総会の付議事項】

第２７条　総会には、次の事項を上程付議する。

① 前年度の事業、会計報告

② 新年度の事業計画、予算案

③ そのほか、会務に関する事項

【総会の招集日および議案書の送付】

第２８条　総会を招集するときは、会期の１０日前までに重要議案を明記した通知状を送付するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

【幹事会の先議事項】

第２９条　総会に上程する議案は、幹事会においてこれを作成し、あらかじめ理事会に諮ることを要する。

【議決権の行使】

第３０条　総会に出席できない者は、議決権の行使を委任できるものとする。なお、被委任者は本連盟の役員であることを要する。ただし、委任状に被委任者名がない場合は、議長を被委任者として取り扱うものとする。

**会　　　計**

【会計】

第３１条　本連盟の経費は、支部の負担金、補助金、寄付金、事業または財産より生ずる収入金をもってこれを支弁する。負担金の金額は、幹事会において作成し、理事会の議を経て総会において定めるものとする。

【会計年度】

第３２条　本連盟の会計年度は、前年の１２月１日に始まり、１１月３０日に終わる。

【臨時支出】

第３３条　予算外の緊急を要する支出があるときは、理事会の決議により臨時に支出することができる。ただし、次の総会において報告の上、事後承諾を得ることを要する。

**支　　　部**

【支部の役員】

第３４条　支部には、次の役員を置く。

支部長 1名

副支部長 若干名

参与 若干名

評議員 加盟校の数と同数とする（内、常任評議員若干名）

監事 2名

幹事 若干名（内、幹事長1名、副幹事長3名以内）

【支部役員の選出】

第３５条　役員の選出方法は、次のとおりとする。

① 支部長、副支部長は、支部総会において推挙し選任する。

② 参与は、評議員会の推薦により、支部長これを委嘱するものとする。

③ 評議員は、加盟校より各1名を推薦し、支部総会において選任するものとする。ただし、加盟校が推薦し支部総会で選任された評議員が第３４条の役員（参与、幹事を除く）に選任された場合は、さらに１名を補充できるものとする。

④ 監事は、支部総会で選任するものとする。

⑤ 幹事は、幹事会において加盟校から出された学生委員の中から選任され、評議員会の承認を経て、支部長これを任命する。

【支部役員の任期】

第３６条　支部総会で選任された役員の任期は、次のとおりとする。

支部長、副支部長、評議員および監事の任期は２年間とし、幹事は１年間とする。ただし、支部長、副支部長、評議員および監事の再任は妨げない。

【学生委員会】

第３７条　加盟校は、支部会務を行うため学生１名を学生委員として選任し学生委員会を構成する。学生委員会は、別に定める規定に基づき運営され、支部幹事会及び上部組織の幹事会を補佐するものとする。学生委員は互選により委員長を選任する。なお、選任した学生委員が支部若しくは連盟の幹事に選出された場合は、さらに１名補充できるものとする。

【支部長の職務】

第３８条　支部長は、支部を統轄し、かつ代表する。

【副支部長の職務】

第３９条　副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれに代わる。

【参与の職務】

第４０条　参与は、支部長の諮問に応ずる。

【評議員の職務および評議員会の決議】

第４１条　評議員は、評議員会を構成し、支部長を補佐し、支部の執行機関として支部の要務に当たる。評議員会は、互選により常任評議員を選出するものとする。評議員会の決議は、出席評議員の過半数をもって決する。

【監事の職務】

第４２条　監事は、会計を監査する。

【幹事会の構成および幹事長、副幹事長の選出】

第４３条　幹事は、幹事会を構成し,互選により幹事長１名、副幹事長３名以内を選出するものとする。

【幹事長の職務】

第４４条　幹事長は、支部長の指示を受け、幹事を指揮して会務を執行する。幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。

【副幹事長の職務】

第４５条　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長事故あるときはこれに代わる。

【幹事の発言権】

第４６条　幹事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

【幹事の職務】

第４７条　幹事会は、支部活動の中核として一般会務を分掌する。ただし、一般会務の内、予算に関わる事項、大会開催に関わる事項、競技規則に関わる事項および罰則に関わる事項等について重大な決定を行わなければならない場合は、支部長に報告し、支部長はこれを評議員会若しくは、常任評議員会に諮問し、決定するものとする。

【学生委員会】

第４８条　学生委員会の委員長は、幹事を指揮して会務を執行し幹事長を兼務する。委員長は、幹事会の会務を補佐するため、幹事の職務に合わせた分科会を構成し、委員を配属する。各分科会は、幹事会および幹事を補佐する。

**支部総会**

【総会の構成および開催時期】

第４９条　支部総会は、役員および加盟校の代表者をもって構成し、毎年１２月に開催する。ただし、特に必要があるときは、評議員会の議を経て臨時に開催することが出来る。

【総会の招集および議長】

第５０条　支部総会は、支部長これを招集し、かつ議長となる。

【決議の方法】

第５１条　支部総会の決議は、加盟校代表者の過半数をもって決する。なお、賛否の数が同数の場合は、議長がこれを決する。

【総会の成立要件】

第５２条　支部総会は、加盟校代表者現在数の３分の２以上の出席がなければ、会議を開き決議することができない。ただし、議長を被委任者とする委任状(による出席)も出席とみなすものとする。

【総会の付議事項】

第５３条　支部総会には、次の事項を上程付議する。

① 前年度の事業、会計報告

② 新年度の事業計画、予算案

③ そのほか、会務に関する事項

【総会の招集日および議案書の送付】

第５４条　支部総会を招集するときは、会期の１０日前までに重要議案を明記した通知状を送付するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

【幹事会の先議事項】

第５５条　支部総会に上程する議案は、幹事会においてこれを作成し、あらかじめ評議員会に諮ることを要する。

【議決権の行使】

第５６条　支部総会に出席できない者は、決議権の行使を委任できるものとする。なお、被委任者は当該支部の役員であることを要する。ただし、委任状に被委任者名がない場合は、議長を被委任者として取り扱うものとする。

**会　　　計**

【会計】

第５７条　支部の経費は、支部の負担金、補助金、寄付金、事業または財産より生ずる収入金をもってこれを支弁する。負担金の金額は、幹事会において作成し、評議員会の議を経て支部総会において定めるものとする。

【会計年度】

第５８条　支部の会計年度は、前年の１２月１日に始まり、１１月３０日に終わる。

【臨時支出】

第５９条　予算外の緊急を要する支出があるときは、評議員会の決議により臨時に支出することができる。ただし、次の支部総会において報告の上、事後承諾を得ることを要する。

**附　　　則**

【加盟校ならびに会員の義務】

第６０条　加盟校、登録者は毎年５月末日までに、次の事項について支部を通じて本連盟に報告することを要する。

①団体加盟校の名称、個人加盟/登録者の所属する大学名および所在地

②団体加盟校の代表者(部長および監督若しくはこれに代わる者)および主将、主務（若しくはこれに代わる者）の住所および氏名

③ 連盟から連絡を受ける場所または連絡を受ける者の住所および氏名

④ その団体の所属会員および個人加盟/登録者の名簿

⑤ そのほか、本連盟により要求する事項

前項の①から④に変更があった場合は、速やかに本連盟に報告することを要する。

加盟校は法令順守をはじめとするコンプライアンス強化に務めなければならない。　会員はスポーツインティグリティの保護・強化に努めなければならない。

【規約の変更】

第６１条　本規約は、総会の決議をもって変更することができるものとする。

【施行】

第６２条　本規約は、令和元年１２月８日より施行する。

【改正】

昭和３１年　５月　１日改正

昭和４０年１２月１８日改正

平成１３年　８月　５日改正

平成１５年１２月１４日改正

平成１７年１２月１１日改正

平成２０年　３月２１日改正

平成２０年１２月１４日改正

平成２７年１２月１３日改正

平成２９年１２月１０日改正

令和元 年１２月　８日改正

参考：創設時の設立趣意書

　　　學 生 射 擊 聯 盟 状

趣　　意　　書

一國ノ興癈ハ國民精神趨向ノ如何ニアリ 國家一日モ無カルベカラザルモノハ靑年ノ士氣ナリ 學業ノ習得ト國家思想ノ涵養トハ車ノ兩輪ノ如ク 文事アルモノ亦必ラズ武備ナカルベカラズ

「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ 以ッテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」ト聖訓日月ト之レ明ナラズヤ

熟々吾國四圍ノ狀况ヲ顧ルニ歐洲大戰以來國民ノ負擔ハ過重シ 殊ニ大震火災後ニ於テハ財政困難ニ陥リ 爲ニ四圍ノ脅威ヲモ顧慮スルノ隙ナク 遂ニ軍備ハ縮少セラレ 加フルニ他面世界經濟ノ我國ニ對スル壓迫ノ影響ト生活困難トヨリ生ジ來レル思想ノ惡化ハ其ノ勢滔々トシテ大河ノ迸ルガ如シ

鳴呼 吾國家ノ將來果シテ如何ゾヤ 彼此交々慮ヲ廻ラセバ轉戰慄禁ジ難キモノアリ 惟フニ國家ノ興廢一ニ懸リテ靑少年ノ雙肩ニ在リ吾人豈ニ自醒スルトコロナクシテ可ナランヤ

然リ 靑年ノ士氣ヲ以ッテシテ天下ニ疾驅セバ萬難ヤ排除スベク 國運ノ隆盛ヤ必スベシ 然リト雖大言ハ易ク 眞ニ行フハ難シ 故ニ吾等靑年學生ハ謹ミテ行ヒ 忠實學事ニ勉勵シ品性ヲ高メ身體ノ健康ヲ增進シ 質實剛健ノ氣風ヲ養成シ 更ニ團體的規律統制ヲ守リ一旦緩急アルノ秋ニ際シ直ニ自己ノ任務ヲ全ウスルコトヲ得テ 上聖慮ニ報ジ奉リ 國家ヲ泰山ノ安キニオクノ慨アラザルベカラザルナリ　茲ニ吾人射擊ニ志ス者 ヨク右ノ精神ヲ體シ勇敢ニシテ剛毅 沈着ニシテ果斷 最モ規律ヲ重ンジ節制ヲ尚ビ 之ヲ行フコト活潑ナラザルベカラズ

而シテ平時ニ於ケル國民訓練ノ必要ハ南北戰争以來 米國夙ニ之ヲ確認シ近ク歐洲大戰以後歐洲各國共ニ競フテ之ヲ實施シ 其成果頗ル顯著ナルモノアリ

今ヤ吾國モ亦漸ク之ヲ靑少年ニ實施セントス 吾等學生相協リ 射擊聯盟ヲ組織シ率先シテ義ヲ唱ヘ躬行實践 一般靑少年ノ模範タルヲ期シ 以ッテ國家ノ隆昌ニ貢献セント欲スルモノナリ

　　　大正十四年二月八日　　　　　　學 生 射 擊 聯 盟 會 長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　山　川　 健 次 郎

右ノ趣旨ニ賛同シ其目的ノ貫徹ヲ期ス 依ッテ茲ニ誓フ

　　　　　　　日本医學専門學校射擊部　　　　　幹 事　　天　谷　　　正

法政大學射擊倶樂部　　　　　　　幹 事　　井　上　　　徳

東京商科大學射擊部　　　　　　　幹 事　　松　崎　鍵　蔵

早稲田大學々生軍事研究團　　　　幹 事　　大　滝　和　一

明治大學射擊部　　　　　　　　　幹 事　　有　馬　幸次郎

早稲田大學射擊會　　　　　　　　幹 事　　赤　羽　　　厚

東京帝國大學小銃射擊部　　　　　幹 事　　江　東　章三郎

慶應義塾大學射擊薈　　　　　　　幹 事　　槙　　　武　彦

東京高等商船學校射擊部　　　　　幹 事　　猪　狩　忠　正

大正十四年二月八日加盟

大倉高等商業學校射擊部　　　　　幹 事　　松　尾　繁太郎

大正十四年六月六日加盟